

福岡県公報

平成28年7月19日
第3810号

目次

公 告

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

選挙管理委員会

- 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙を執行すべき事由の発生 (市町村支援課) …………… 2

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成28年7月19日

福岡県知事 小 川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
 宇美須恵都市計画道路3・3・14-1号志免宇美線
 宇美須恵都市計画道路3・3・14-2号粕屋宇美線
 宇美須恵都市計画道路3・4・14-8号辻荒木佐谷線
 宇美須恵都市計画道路3・3・14-10号木河太宰府線
 宇美須恵都市計画道路3・4・14-11号下宇美辻荒木線
- 開催の日時及び場所
 - 日時
 平成28年8月9日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

宇美町役場本館2階大会議室（糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 宇美須恵都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・3・14-1号志免宇美線	起点 糟屋郡宇美町大字井野字長瀬 終点 糟屋郡宇美町貴船一丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町大字宇美上角	約2,790メートル
3・3・14-2号粕屋宇美線	起点 糟屋郡宇美町桜原一丁目 終点 糟屋郡宇美町障子岳南五丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町宇美東一丁目	約3,480メートル
3・3・14-8号辻荒木佐谷線 (現3・4・14-8号辻荒木佐谷線)	起点 糟屋郡宇美町宇美六丁目 終点 糟屋郡宇美町大字宇美柳原 主な経過地 糟屋郡宇美町宇美中央一丁目	約2,340メートル
3・3・14-10号原田太宰府線 (現3・3・14-10号木河太宰府線)	起点 糟屋郡宇美町原田一丁目 終点 糟屋郡宇美町大字炭焼宇鍋ヶ浦 主な経過地 糟屋郡宇美町原田三丁目	約2,770メートル
3・4・14-11号下宇美辻荒木線	起点 糟屋郡宇美町光正寺二丁目 終点 糟屋郡宇美町宇美三丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町宇美一丁目	約1,600メートル

(2) 閲覧

平成28年7月19日から同年8月2日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宇美町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成28年8月2日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字久泉字石ノ元532番1から532番5まで、536番2から536番5まで、538番1、538番2及び538番4から538番12まで並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区次郎丸三丁目8番12号

アーバンプランニング有限公司

取締役 境 英輔

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第87号

平成28年6月21日、衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙を執行すべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第5号及び同法第199条の5第4項第5号の規定により告示する。

平成28年7月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳